

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」 解説

「住民主体の移動・外出支援」勉強会

2023年7月28日

NPO法人移動ネットおかやま
横山和廣

自己紹介 横山和廣

- 1998年 プラントエンジニアリング会社退職
- 2003年～NPOかめかめ福祉移送 理事長 福祉有償運送 (運転者・管理者)
- 2005年～NPO移動ネットおかやま 理事長
- 2006年～NPO全国移動サービスネットワーク 副理事長
- 2007年～岡山県福祉有償運送運営協議会構成委員
- 2012年～岡山県夢づくりリエゾン・サポーター
- 2017年～岡山県介護予防通所付添サポート事業アドバイザー
- 2020年～高知県移動支援アドバイザー
- 2021年～香川県移動支援アドバイザー

厚生労働省/中国四国厚生局 「地域公共交通の活性化とも連携した 住民互助による
移動支援サービスの普及方策に関する調査検討会」委員



道路運送法による 許可や登録が**不要**な運送

許可

一般乗合許可
(4条)

- ・路線バス等
- ・デマンド型(予約)・乗合タクシー

一般乗用許可
(4条)

- ・一般タクシー
- ・福祉(車両)タクシー
- ・福祉限定タクシー

登録

自家用有償旅客
運送(78.79条)
2006年創設

- ・訪問介護員による有償運送
(4条ぶら下がり)
- ・交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送

生活交通
福祉交通

許可・登録不要の互助活動

道路運送法の枠外 (通達による)2006年～

互助
活動



「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

- 仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。
- 一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」、令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

道路運送法の許可又は登録の要否の検討ステップ

① 誰が運送主体か → ② 運送主体が何を受け取るか



① 誰が運送主体か

- ・自動車の使用者（使用権原を有する者）は誰か。
- ・ドライバーを確保するのは誰か。
- ・金銭を収受するのは誰か。
- ・運送責任を負うものは誰か。
- ・保険に加入しているのは誰か。 など

許可・登録が必要・不要の判断は「通達」にもとづく

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

国自旅第338号
平成30年3月30日
一部改正 国自旅第328号
令和2年3月31日

自動車局旅客課長

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について

(略)

個々具体的な行為が、有償の運送として、許可や登録（法第78条第3号の許可、法第79条の登録、行為の態様によっては、法第4条第1項又は法第43条第1項の許可。）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

通達が示している ケースの例

- (1) サービスの提供を受けた者（以下「**利用者**」という。）からの給付が、「**好意に対する任意の謝礼**」と認められる場合
- (2) 利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合
- (3) 当該**運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用**であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（**ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金**。以下「**特定費用**」という。）を負担する場合
- (4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、**反対給付が特定されない場合**など
 - 具体例①**利用者からは一切の負担を求めない場合**
 - ②**自家輸送**（送迎加算を受けて行う場合も同様）
 - ③**家事・身辺援助の提供が中心となるサービス**
 - ④**市区町村等が自動車の購入費や維持管理費を補助する場合**
 - ⑤**介護支援ボランティアポイントの給付**（換金性があっても可）
 - ⑥**利用者が所有する自動車で送迎を行う場合**



解説書

高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット

令和元年10月、令和4年3月改定

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001474492.pdf>



「許可・登録を要しない輸送」の検討

ちょっとの範囲で
移動支援サービスができればいいんだけど...

自家用有償旅客運送は有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない輸送
って無料なの？



有償での輸送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」という形で、自家用車（白ナンバー）を使って高齢者等を輸送するサービスを実施することができます。

(1)- 1 利用者からの給付が 好意に対する 自発的な任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自
発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合

①偶発的なケース

②日頃からの感謝の気持ちとして

任意に金銭等の支払いが行われた場合」



③利用者がガソリン代実費を払う際に「釣り銭
の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し
出て、運転者が受け取った場合」

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット
等がある場合は「自発的に」とはならない

Q「許可・登録を要しない輸送」の Q&A

Q1

モノや謝金は運送の対価にあたる？

利用者から実際の運行に要した燃料代、道路通行料及び駐車場料金を受け取ることに加えて、ある時、「うちでたくさん取れたからお裾分け」と自宅で採れた果物を渡されました。その果物を、運転者がそのまま受け取っても良いのでしょうか。

A. 運送の対価にあたりませんので、受け取ってOK です。

利用者の自発的な気持ちから提供された金銭や物品は、道路運送法上の「運送の対価」とならないため、受け取って差し支えありません。同様に、おつりを支払おうとした時に受領を遠慮する行為なども、利用者の自発的な気持ちから支払われた謝礼（金銭）とみなされますので、受け取って差し支えありません。



特定費用

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3 月

(3) 利用者負担が **実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみ**の場合は登録等は不要 「実際の運行に要したガソリン代」= 乗車中はもとより運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む

ガソリン代の算出方法2事例

① 走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格

② 市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可
(旅客課長)

事例

利用者が実際の運行 1km ごとに決まったガソリン代を負担

- NPO法人Hが、輸送サービスを提供。
- 利用者は実際の運行に要した燃料代として1kmあたり24円を負担する。(※燃料代は市町村の取り組みとして実施される実証実験の結果に基づき算出し、定期的の実態と乖離がないか確認する。燃費やガソリン価格の算出根拠を明らかにして計算することも可能。)
- 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで賄う。
- Hがリースする車両を使用。
- 運転者はボランティア(運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能)

(1)-2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合

- 自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない**

(例 1) 自治会で輸送サービスを行っている場合

利用者が、会(自治会等)の運営に要する経費として会費を支払っており、希望する会員のみ輸送サービスを提供し、運送の対価は求めない場合

輸送サービスを利用する人も利用しない人も、会費は同じであれば、運送の対価が特定されませんので、許可・登録は不要です。

もし輸送サービスを利用する会員が会費 5000 円で、利用しない会員が 3000 円というように会費が違う場合は、運送の対価が特定されますので、許可・登録が必要となります。

会費が同じなので OK	会費(輸送サービスあり)3000 円
	会費(輸送サービスなし)3000 円
会費が違うので NG	会費(輸送サービスあり)5000 円
	会費(輸送サービスなし)3000 円

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3 月



(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- **市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合**
- ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

＜令和2年3月末改正＞登録等不要の形態で行う**団体所有の車両**に対して、自治体が購入費や**自動車保険料**を含む維持管理経費の全部又は一部を補助しても登録等は不要

★自治体からの規制改革要望は「利用者から保険料を収受する」だったが、緩和されなかった。自治体からの保険料補助を追加・明記



＜令和2年3月末改正＞介護保険制度にもとづくボランティアポイントは、**換金性**があっても運送の対価とはみなさない

【具体例⑤】

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方に基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

事例

市町村が全額負担し運行

- 車両は、F市が使用権限を有する車両（市の所有車又はリース車両）を使用。
- 運行時の責任はF市が負う。

ポイント

運転業務はNPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費を含め必要な費用は委託費として、F市が全て負担します。運行時の責任はF市が全て負います。

※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされることもあります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月



(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・ **デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当**

- ・ ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要

(例2) 高齢者サロンやデイサービス等の送迎

利用者が施設利用料を支払って、高齢者サロンやデイサービス等の施設の利用をしている場合に、当該施設へ利用者を送迎するための輸送を提供し、送迎に係るコストは求めない場合

サロンやデイサービスなどの施設が、施設の利用を目的として利用者を送迎するための輸送を行っている場合、通常は送迎も含めてひとつのサービスとみなしますので、道路運送法の規制の対象にならず、許可・登録は不要です。

ただし、送迎サービスを利用する人としいない人で、施設利用料が違う場合は、送迎サービスが独立したサービスとみなされますので、許可・登録が必要になります。

利用料が同じなので OK	サロン利用料(送迎つき) 2000 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円
利用料が違うので NG	サロン利用料(送迎つき) 2500 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円



事例

病院での診療サービスを目的とした送迎

- 病院Mが通院患者を病院まで送迎
- 送迎を利用する者としいない者として支払う金額は変わらない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

(4)-4 利用者の所有車両で 送迎を行う場合

運転を任されただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要



その他利用者負担可能

＜仲介手数料＞

アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解）

ただし運転者に還流しない仕組みにする

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

Q5

利用者の車両を運転するだけでも登録が必要？

運転ボランティアが運転をしますが、車両は利用者の所有する車両を使っています。利用者から、一回の運転につき一定額の金銭を受け取る場合、道路運送法上の許可や登録を必要としますか？

A. 道路運送法の対象外なので、許可や登録は不要です。

自動車の提供とともに行われる輸送サービスではなく、単に利用者に代わって運転するのみであれば、道路運送法の対象とはなりません。※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と見なされることもあります。

Q4

仲介者への手数料は？

利用者と運転ボランティアの間に、窓口となる仲介者（コーディネーター）を設置しました。仲介者は運送を行う主体ではありませんが、利用者は仲介手数料を支払います。この仲介手数料は「運送の対価」にあたりますか？

A. 仲介手数料は「運送の対価」にはあたりません。

ただし、手数料が運転ボランティアに渡り、実際の運行に要した燃料代・道路通行料・駐車場代を超えた金銭を収受することとなる場合には、「運送の対価」とみなされ、道路運送法の許可・登録が必要となります。

仲介手数料が運転者に渡らないよう分別管理する、利用規約等に運転者に仲介手数料を直接または間接に支払ってはならないことを規定する、収受する金銭の内訳を利用者に周知するなどの対策を講じることで、道路運送法に抵触しない形で、移動サービスを提供することができます。

(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・ **デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当**

- ・ ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要

(例2) 高齢者サロンやデイサービス等の送迎

利用者が施設利用料を支払って、高齢者サロンやデイサービス等の施設の利用をしている場合に、当該施設へ利用者を送迎するための輸送を提供し、送迎に係るコストは求めない場合

サロンやデイサービスなどの施設が、施設の利用を目的として利用者を送迎するための輸送を行っている場合、通常は送迎も含めてひとつのサービスとみなしますので、道路運送法の規制の対象にならず、許可・登録は不要です。

ただし、送迎サービスを利用する人としいない人で、施設利用料が違う場合は、送迎サービスが独立したサービスとみなされますので、許可・登録が必要になります。

利用料が同じなので OK	サロン利用料(送迎つき) 2000 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円
利用料が違うので NG	サロン利用料(送迎つき) 2500 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円



事例

病院での診療サービスを目的とした送迎

- 病院Mが通院患者を病院まで送迎
- 送迎を利用する者としいない者として支払う金額は変わらない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

国土交通省「高齢者の移動手段を確保
するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

(4)-3 子供の預かりや家事・身
辺援助の提供が中心となるサー
ビスを提供するものであって、運送
に対する固有の対価(ガソリン代)
の負担を求めない場合



つまり、草とりや掃除などのサービス
と、車両を使うサービスが**すべて一
律の料金体系**となっていて、車を使
う場合も別料金の設定がない
(ガソリン代実費はもらえない)

国交省旅客課：乗車中も時間にカウントし
て良いという判断を地方運輸局に連絡
2021.11.02

(例3) 家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送
サービスを提供し、運送の対価を求めない場合

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない
場合や、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービス
が提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供さ
れている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、車に乗って
スーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金体系が同じであれば、許可・登録は不要です。

料金が同じなので OK	買い物支援(送迎つき)	30分 300円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円
料金が違うの でNG	買い物支援(送迎つき)	30分 350円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円

2022年3月 改定の大きなポイント



許可登録不要**モデルA**（NPOや社会福祉法人、自治会が実施）

許可登録不要**モデルB**（市町村が実施）

許可登録不要**モデルC**（利用者負担あり、自治体からの補助金あり、運送主体は様々）

許可登録不要**モデルD**（利用者負担あり、自治体からの補助金なし、運用主体は様々）

許可登録不要**モデルE**（訪問型サービスB又はDとして実施する送迎、運送主体は様々）

許可登録不要**モデルF**（会費や施設利用料で運営、自治体からの補助金なし）

上記すべての登録不要モデルについて運用を改正



- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

運転することへの報酬を団体が負担するのは○、
でも補助では出せない＆利用者からも受け取れない

■国土交通省に問い合わせると・・・「運転者には報酬は一切払ってはいけない」と説明される場合があります。しかし、雇用職員が運転することは以前から可能でした。**ボランティアも職員も**、組織の所属員であり、個人で活動しているわけではないため、取り扱いが統一されました。

■**総合事業**に基づく「ボランティア奨励金」は、運転以外の行為に対して支払われるため、運送の対価とはみなされません。

介護予防・日常生活支援総合事業場の位置づけ

次頁参照

- サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など）や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象となります。

運転者への支払い

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

運営費用・助成

- 補助に関する留意事項

》運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。

参照：国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月
改定版 p24 ほか

法律・事業の位置づけ	道路運送法上の位置づけ	運送の対価を受け取らないため、道路運送法上の許可または登録は不要です。
	道路運送法上の手続	特例の手続きなし。
介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ	介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ	● 介護施設や病院への送迎を行う等、介護予防・日常生活支援総合事業の対象になる場合、訪問型サービスの補助対象となるケースがあります。 ● サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など）や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象となります。 ● サービス対象者の半数以上が要支援者や基本チェックリストの該当者等であれば、運営費の補助対象となるケースがあります。また、半数に満たなくても、要支援者・チェックリスト該当者等の割合に応じた範囲で、運営費の補助を受けられる場合もあります。
	利用者・対象者	特例の要りなし。
運送	運送主体	ボランティア団体、NPO、一般社団法人、一般財団法人、認可施設団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、自治会、町内会など
	運行時の責任	運送主体であるNPO等が、運行の実施とその結果について責任を負うことになります。
車両	車両	● 自家用車（自ナンバー）を使用できます。 ● 運送主体の所有車両・リース車両を使用できます。 ● 運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能です。 ● 無償貸与してもらった地域住民の車両を使用することも可能です。
	の費用	● 運送主体が負担します。 ● 市町村から、所有する車両の購入費、車検等の法定の整備費用、任意の自動車保険料について補助を受けることが可能です。 ● 市町村が所有する車両を無償貸与してもらうことも可能です。
運転者	運転者	● 第一種運転免許で運転可能です。 ● 運転者は運送主体の職員又はボランティアです。
	者への支払い	● 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。
運送の対価	運送の対価	● 利用者から受け取ることができる会費等の額は、運送に要した燃料費、道路通行料及び駐車場代のみです。 ● 上記以外の費用（保険料等）の負担を求めすることはできません。
	運営費用・助成	● 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで補います。 ● 市町村が可能な補助や支援については、例えば以下のようなものがあります。 ➢ 輸送サービスの利用調整に係る人件費 ➢ 補助に関する留意事項 ➢ 運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。 ● その他、ご不明な点については運輸支局にご相談ください。

事業モデル（許可・登録が不要）

参考：一般介護予防事業の「ボランティアポイント」は、ボランティア自身の介護予防が目的のため、行為に関わらず運送の対価とはみなされません。

許可・登録を要しない運送で行うとき まとめ

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版から作成

利用者から**団体**が収受できるもの

- ・ 自発的な謝金や寄付
- ・ ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代
- ・ 付添や添乗に係る人件費
 - ・ 運転行為は× 買物中の見守り○
 - ・ 2人体制の付添や添乗は○
- ・ 生活支援と同じ料金体系による支援

※この場合ガソリン代実費の収受は×

- ・ 利用調整に係る人件費
 - ・ (保険に係る費用は×)

団体が**運転ボランティア**に供与できるもの

- ・ 人件費（運転役務等に係る報酬を含む）
- ・ ガソリン代実費
- ・ 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

- ・ 補助金の拠出
- ・ 介護予防**ボランティア**ポイントの付与
- ・ 車両の提供（リース料を含む）
- ・ 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）
- ・ 自動車保険など各種保険料



総合事業等における補助金の対象経費

令和3年3月「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」報告書から(p76) 三菱UFJ リサーチ & コンサルティング（厚生労働省「老人保健健康増進等事業」）

		類型① 訪問Dケース1	類型②訪問Dケース2 通所や一般介護サロン	類型③通所B	類型④ 訪問B
		通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援 ^⑮	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 ^⑰	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎 ^⑳
直接経費	ボランティア奨励金	○ ^㉑	○ ^㉒	○	○
	ガソリン代等実費	×	○	○	○
	自動車保険の保険料 ^㉓	×	○	○	○
	活動用の保険の保険料 ^㉔	○	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○	○

㉑ 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可 ㉒ 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。

従前相当のサービスで総合事業の予算は手一杯。とても総合事業では補助できない

市町村 の声

総合事業は**要支援者**や**事業対象者**。1/2以上ルールがあるが、総合事業での補助は**ボランティア**や**地域の活動**にフィットしない

保険者機能強化推進交付金等の活用・充当

● **保健福祉事業**＜静岡県島田市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：保健福祉事業の対象者（**高齢者**（要介護認定者・総合事業対象者含む））
- ・**総事業費**：85万3千円（推進交付金）
- ・**事業内容**：住民主体の団体に対する運営費の補助、運転ボランティア養成研修の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ（6）生活支援体制の整備

● **地域支援事業**（生活支援体制整備事業）＜奈良県御所市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：住民
- ・**総事業費**：50万円（推進交付金10万円）
- ・**事業内容**：移動付添ボランティア人材育成講座の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ（6）生活支援体制の整備

● **保健福祉事業**＜島根県松江市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：町内会や社協及びその組織内の団体で、**構成員が65歳以上**を含む3人以上であること
- ・**総事業費**：350万円（推進交付金）
- ・**事業内容**：保険料、消耗品費、利用調整人件費 ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ（2）包括・地域ケア会議 （5）介護予防/日常生活支援 （6）生活支援体制の整備

【補助金の扱いについて】

近畿厚生局主催「市町村セミナー」の事後質問から 2022年11月8日

【質問】

河崎氏の基調講演のスライド47ページの中で

- ・団体が運転ボランティアに供与できるもの＝人件費（運転役務報酬）
- ・自治体が団体やボランティアに支援できるもの＝補助金の拠出とあるが、

自治体が団体やボランティアへ拠出した補助金が事実上、団体が運転ボランティアに供与する人件費に還流する可能性が想定されるが、問題ないか？

自治体の人件費ではない補助金（車両維持管理や付き添い費など）として拠出しても、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源になったりすることも考えられる。

また、**2022年3月に「団体が運転ボランティアに人件費を供与できることになった」との説明**があったが、国からの通知や何かで明文化されている資料などはあるか。

【回答】 近畿運輸局 旅客第1課:大石信太郎係長(当時)

・自治体が**人件費ではない補助金**として拠出した金銭が、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源となった場合については、**運転者人件費と特定した補助金にはあたらないため、許可等は要しないものと扱われます。**（運転者への運転行為に用途を特定した補助金は不可と解しています。）

・自治体からの補助金の有無にかかわらず「**団体が運転ボランティアに人件費を供与することについては、従来から特段禁止されていたものではないが、**

「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」が**2022年3月に改正され、可能である旨が明確化された。**

具体的には、本パンフレットp24に「運送主体であるNPO等は**運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。**」との記載がされた。

・なお、同p24では、1点目のお尋ねの回答に関連する改正（「運転者への報酬といった**運転する行為への人件費については補助できない**」との趣旨の明確化）も同時に行われたところなので、参考にお知らせします。以上となります。

※国会でも吉井章議員（京都選出）の質問に同様な答弁を堀内自動車局長が行っている。令和4年10月27日

<https://www.youtube.com/watch?v=0neIUFuI24s>

「許可・登録を要しない運送」とは？①

- 自家用有償旅客運送は「有償」であり、国土交通大臣による登録が必要ですが、「無償」であれば「許可又は登録を要しない運送」として、ボランティアや地域の助け合いといった形で、移動支援・送迎を行うことができます。
- ただし、「無償」とは、「利用者から、金銭を一切受け取ることができない」わけではなく、以下のような「運送の対価にあたらぬ金銭」は、「無償」の範囲内で受け取ることができます。

A. ガソリン代等実費（特定費用）



- ☐ 実際の運送に必要なガソリン代（運転者が自宅を出発してから戻ってくるまでの区間）、有料道路や駐車場を利用した際の料金のみ場合は、受け取り可です。
- ☐ これらの費用は「この送迎が行われなかった場合には、発生しなかったことが明らか」であるため、有償には当たりません。



- ☐ 自動車保険など、保険の費用は対象にはなりません。また、車両を日常的に停めている駐車場の料金も対象にはなりません。
- ☐ これらは「送迎の有無に関わらず、発生する費用」です。

B. 会費



- ☐ 自治会や町内会、その他の団体等が、会の運営経費全般に充てることを目的に受け取る会費は、仮にその会費の一部が、送迎に係る経費に使用されたとしても問題ありません。
- ☐ 会の運営経費全般に充てることを目的に徴収された会費は、送迎の提供と密接に関係しているとは認められず、反対給付は特定されません。



- ☐ ただし、会費を徴収している団体等が、実質的に送迎のみしか行っていない場合は、会費を運送に係る経費に使用することはできません。
- ☐ なお、送迎を利用する人だけが会費を払うこともNGです。

「許可・登録を要しない運送」とは？②

C. デイサービスや通いの場の利用料



- ☐ 目的地であるデイサービスや通いの場等の運営団体が、送迎も一体的に行う場合は、送迎にかかるコストを利用者個々から受け取らない場合は、通いの場等の利用料を受け取ることは問題ありません。
- ☐ また、通いの場等に対する市町村の補助金に送迎加算を付けることは可能です。



- ☐ デイサービスや通いの場等の利用料の他に、個々の利用者から運賃を受け取る場合や、送迎の有無で提供するサービス等に差をつける場合は、有償とみなされます。
- ☐ この場合、個々の利用者からは「A. ガソリン代等実費」であっても、受け取ることはできません。



総合事業による補助等を行う移動支援・送迎のうち、「**類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎**」に関連

D. 仲介手数料



- ☐ 利用者から依頼を受けて、利用者と運転者の調整を行う仲介者は、仲介手数料として報酬を受け取ることが可能です。
- ☐ 仲介者の役割としては、利用者からの電話を受けたり、利用時間帯や目的地などのサービス内容の調整や、運転者とのマッチングなどが想定されます。



- ☐ ただし、支払った仲介手数料の一部を、「A. ガソリン代等実費」などを超える形で、運転者に支払うことはできません。
- ☐ 仲介手数料が、運転者に還流しないような対策を講じることが求められます。



総合事業による補助等を行う移動支援・送迎のうち、「**類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援**」と「**類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎**」に関連

「許可・登録を要しない運送」とは？③

E. 生活援助等が中心の場合の利用料



- ☐ 生活援助等の提供が中心となるサービスで、送迎はその一部である場合、送迎に対する固有の負担を求めない場合は、生活援助等への利用料として受け取ることができます。
- ☐ 生活援助等に対する利用料として支払われたものは、送迎の提供に対する対価とはみなされないため、反対給付は特定されません。



- ☐ 生活援助等の利用料の他に、個々の利用者から運賃を受け取る場合や、送迎の有無で提供するサービス等に差をつける場合は、有償とみなされます。
- ☐ この場合、個々の利用者からは「A. ガソリン代等実費」であっても、受け取ることはできません。



総合事業による補助等を行う移動支援・送迎のうち、
「類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎」に関連

F. 任意の謝礼、ボランティアポイントなど



- ☐ 利用者が、自発的に、謝礼の趣旨でお金を差し出した場合は、運転者は任意の謝礼として受け取ることができます。
- ☐ また、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物など、例えば該当するボランティアポイントや会員同士の時間預託などは可能です。



- ☐ あらかじめ、運賃表などが用意されている場合などは、自発的な任意の謝礼とはみなされません。
- ☐ 仮に地域通貨等であっても、金銭的な価値が高い、換金性・流通性が高いと判断される場合は、有償とみなされる可能性があります。

「許可・登録を要しない運送」とは？④

G. 運転をせず、付き添いをする人への報酬・謝礼



- 運転をせず、自宅の内外や目的地、車内において、付き添いや見守り等を行う人への報酬・謝礼については、金額に制限や規制はありません。
- このような報酬・謝礼は、送迎サービスを受けたことに対する対価ではないため、付き添い・見守り等を行う人に対しては支払うことができます。



- 付き添い・見守り等をする人へ支払われた報酬・謝礼の全てもしくは一部を、運転者に還流することはできません。
- 報酬・謝礼を受け取ることができるのは、付き添い・見守り等を行った人のみです。

→ 付き添い・見守り等をする人への報酬・謝礼は、送迎とは無関係であるため、利用者から料金を受けとる例もあります。

H. 利用者の所有する自動車の運転に対する報酬・謝礼



- 利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それは運転役務の提供に対する報酬であって運送の対価とはなりません。
- この場合は、許可・登録は不要です。



- ただし、役務の提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされる場合もあるため、個別に慎重に判断する必要があります。
- また、運転者の所有する自動車ではないため、事故の際のトラブルなどに注意することが必要です。

岡山県内の自治体の取り組み事例

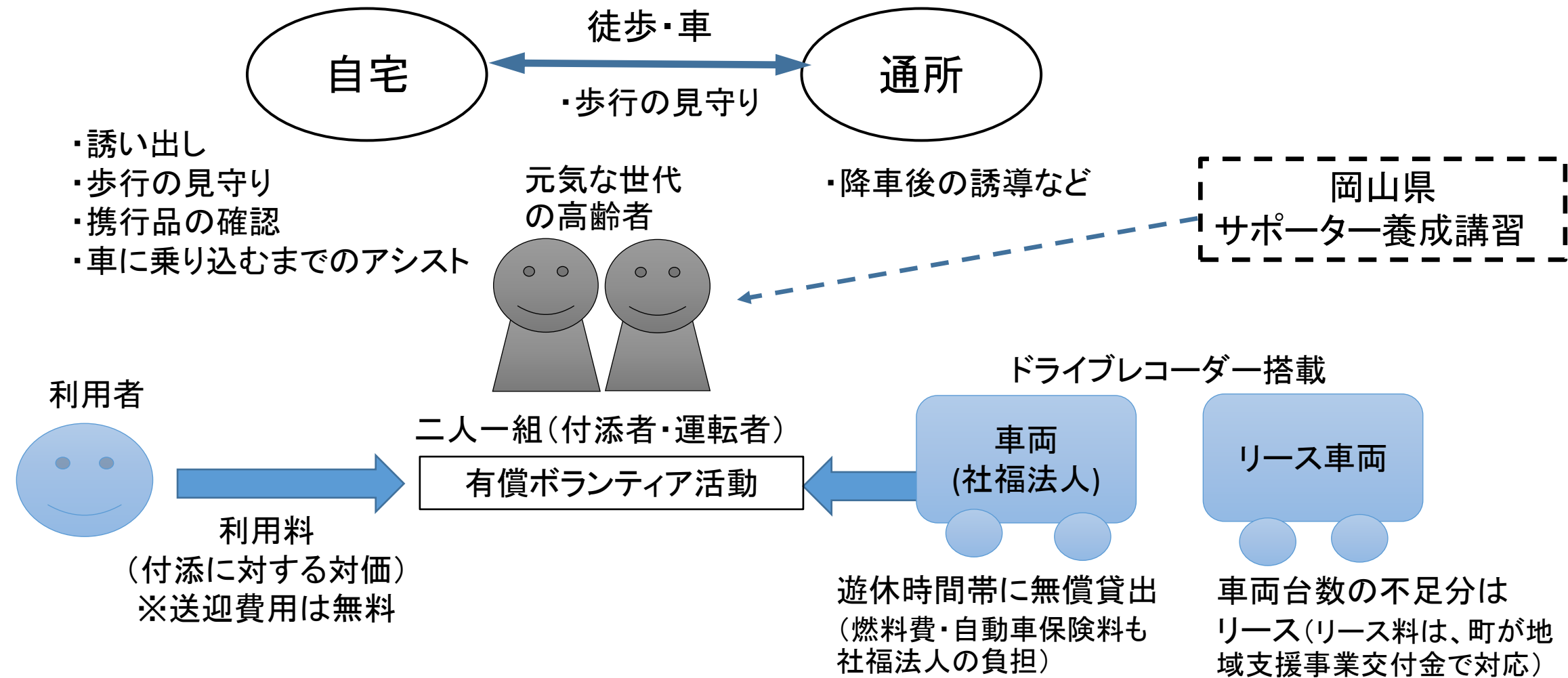
「吉備中央町」 吉備中央町通所付添サポート事業

介護予防・日常生活支援総合事業活用の住民主体活動

活動内容	登録不要
利用対象者	吉備中央町住民でサロン等の通いの場への参加が自力で困難な高齢者
利用料	片道100円(参加費)
活動主体	吉備中央町通所付添サポーター協議会
運転者	住民ボランティア運転者
運行日数	週2～3回 8.00～16.00 通いの場の開催日
運行範囲	吉備中央町内の通いの場
運営経費	一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業の助成(要綱) 他
運行開始	平成29年10月
その他	平成30年12月吉備中央町通所付添サポーター協議会が厚生労働省「第7回健康寿命をのばそうアワード」で厚生労働省老健局長優良賞を受賞した。

説明:

通所付添サポーターは、住民互助の付添活動
(第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画によるモデル事業)



岡山県内(27市町村)通所付添サポート事業 開始市町村(10)

2023年3月現在



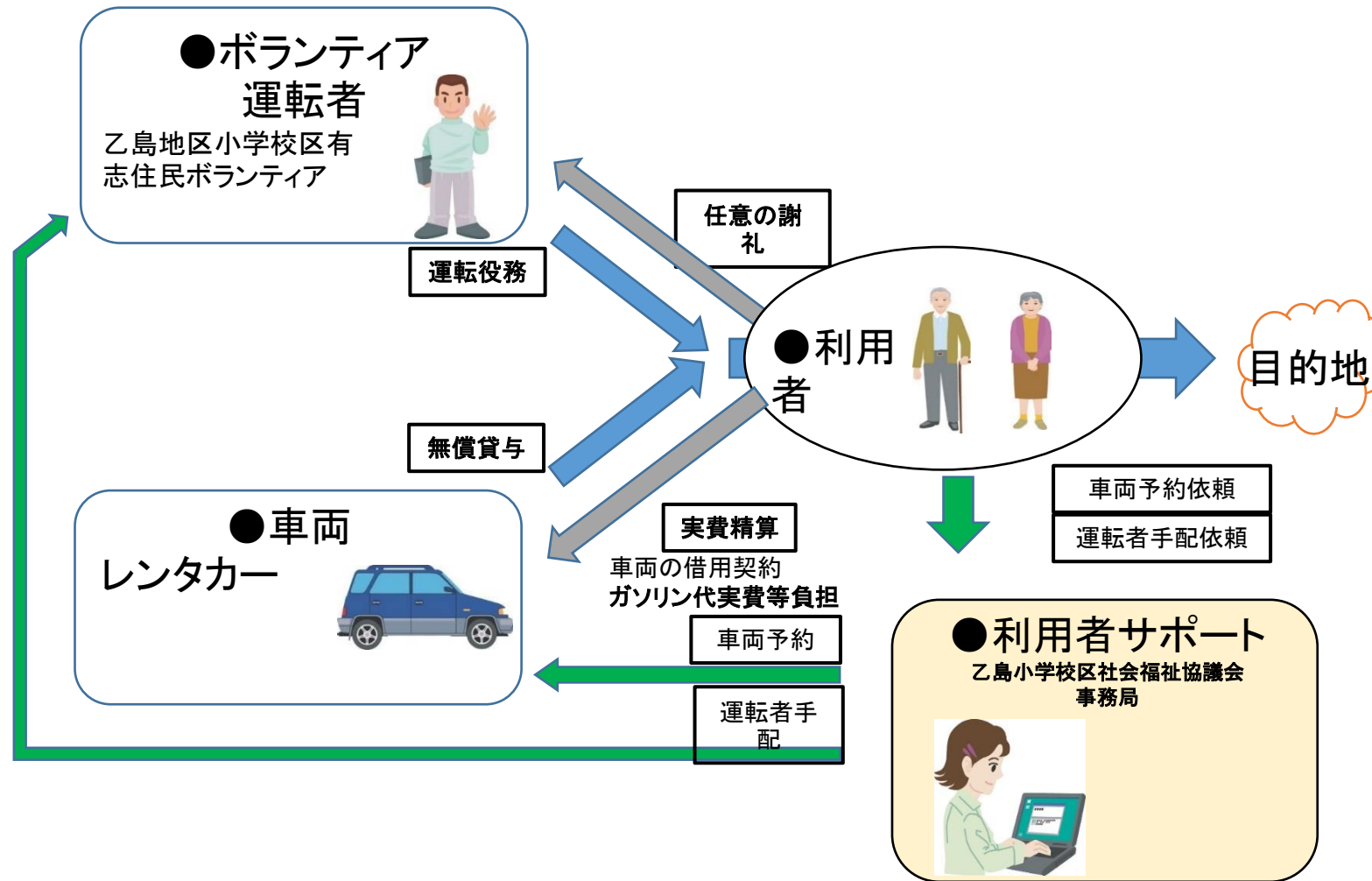
吉備中央町	通所付添サポート隊 6ヶ所
奈義町	なぎサポ
備前市	三石いきいき付添サポート隊
矢掛町	三谷ふれ愛の会他 4ヶ所
西粟倉村	げんきDEあい隊
早島町	早島町チームころばん隊
里庄町	里ちゃんつきそい隊
赤磐市	赤磐市モモちゃんサポーター
新庄村	新庄ふれあいサポーター素晴夢
高梁市	巨瀬町通いの場他 3ヶ所

「倉敷市」 福祉無償運送「乙島ボランティアらんらん」)

コミュニティ協議会によるボランティア活動

活動内容	登録不要
利用対象者	乙島小学校区コミュニティ協議会の住民で高齢者と障がいのある方
利用料	ガソリン代実費と任意の謝礼
活動主体	乙島小学校区コミュニティ協議会 乙島小学校区社会福祉協議会
運転者	住民ボランティア運転者
運行車両	レンタカー 1台
運行日数	週2日 8.00～18.00
運行範囲	旧玉島区域全域の病院やスーパーへの送迎
運営経費	会費・倉敷市社会福祉協議会の助成
運行開始	平成29年8月

福祉無償運送「乙島ボランティアらんらん」運行概要

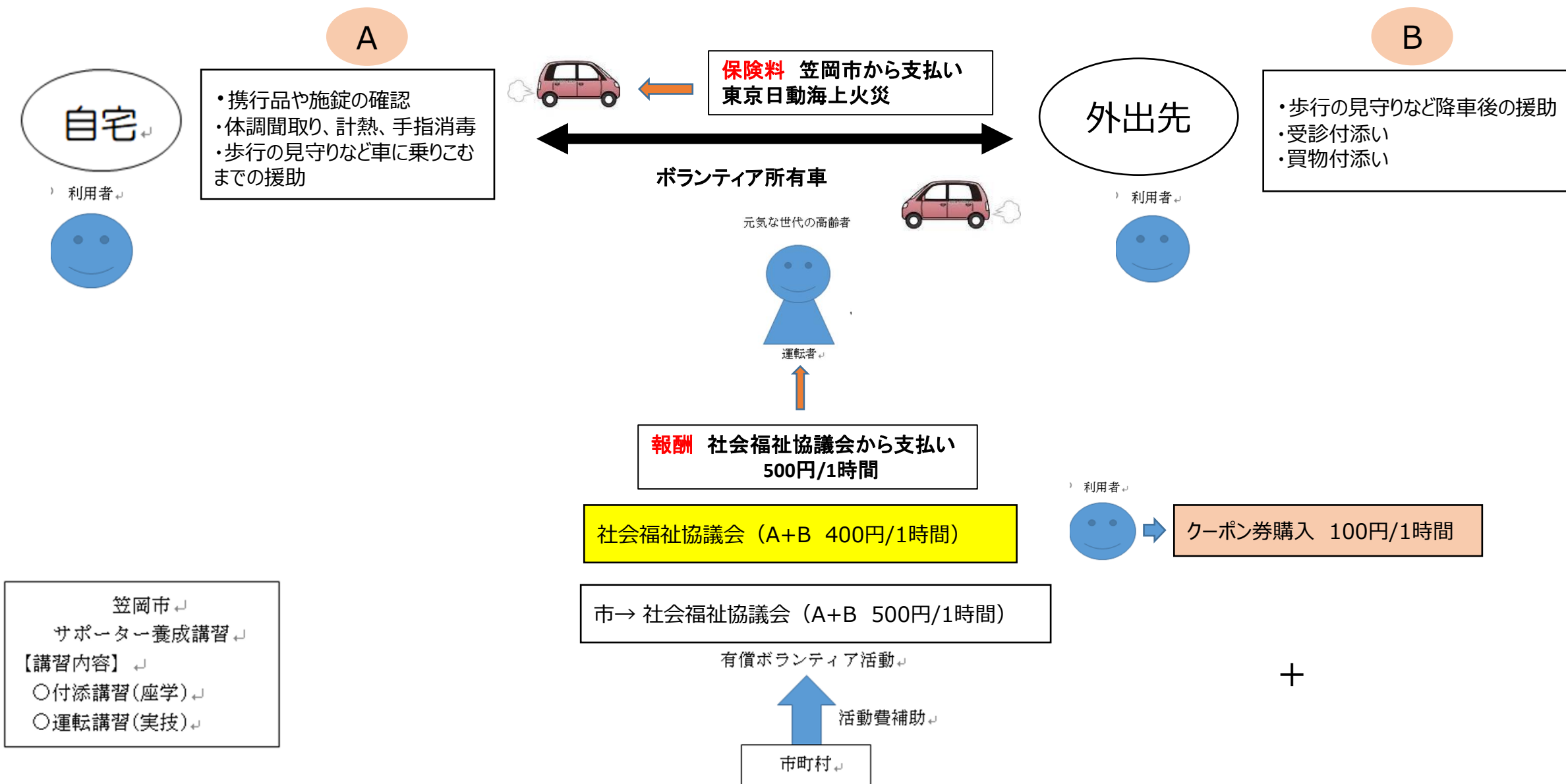


「笠岡市」 高齢者等外出同行支援事業

社会福祉協議会の生活支援サポーターによる活動

活動内容	登録不要
利用対象者	笠岡市民で65歳以上の高齢者
利用料	100円(クーポン券)
活動主体	笠岡市社会福祉協議会
運転者	生活支援サポーターによる
運行車両	生活支援サポーターのマイカー
運行日数	週1～2回 8.00～16.00
運行範囲	笠岡市全域
運営経費	介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスB
運行開始	令和4年度の開始予定
その他	

高齢者等外出同行支援事業



目次

はじめに

I 高齢者の外出・移動支援サービス 活動事例紹介

倉敷市

1	乙島小学校区コミュニティ協議会・社会福祉協議会 「福祉無償送迎乙島ボランティアらんらん」	2
2	一般社団法人 お互いさま・まびらボ	4
3	NPO法人 ぶどうの家わたぼうし	6
4	ぶどうの家ランチ「助け隊・ありが隊」	8
5	社会福祉法人 倉敷中央天寿会	10
6	グリーンピア瀬戸内	12
7	グリーンビレッジ瀬戸内	14
8	シルバーセンター後楽	16
9	社会福祉法人 松園福祉会	18

II アンケート調査結果

笠岡市	20
10 認定NPO法人 ハーモニーネット未来	
井原市	22
11 荏原地区まちづくり協議会	
総社市	24
12 買援隊	
新見市	26
13 熊野の将来を考える会	
14 豊永地区福祉ネットワーク	28
15 新見市福祉ボランティアの会	30
浅口市	32
16 みどりヶ丘イキキグループ	
早島町	34
17 運転ボランティアくるりん	
矢掛町	36
18 輝け！江良元気会	
参考事例	38
くらしサポート黒田	
備前市吉永町笹目地区、NPO法人 よしいかけはし	39

高齢者の暮らしを 地域で支える 外出・移動支援サービス 活動事例集



参考資料

○国土交通省 「交通」と「福祉」が重なる現場の方々へ

高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット (2022年3月)

○三菱UFJリサーチ&コンサルティング

介護保険制等に基づく移動支援サービスに関する調査研究 事業 資料抜粋 (2022年8月)

○NPO法人全国移動サービスネットワーク 資料 (2022年4月)

○備中県民局 高齢者の暮らしを地域で支える 外出・移動支援サービス活動事例集 (令和2年3月)